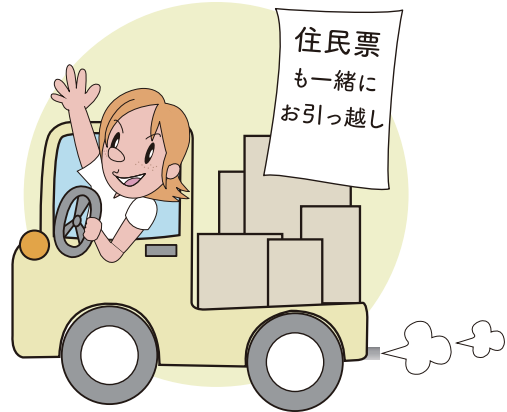


## 選挙のつぼ Part1

### 進学や就職で引っ越ししたら 住民票を移しましょう！

選挙で投票するためには、18歳になるだけでなく、選挙人名簿に登録されている必要があります。

選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。将来、進学や就職などに伴い、実家を離れる場合等には引っ越し先の自治体への住民票の届出が必要です。



### インターネット選挙 運動でできること

18歳(有権者)になれば選挙運動ができます。

SNSやブログなどの様々なインターネットツールを利用して、特定の候補者の当選を目的とした活動もできるようになります。

なお、候補者や政党等以外は電子メールを利用した選挙運動はできません。

また、満18歳未満の者による選挙運動や公示・告示日から投票日前日までの期間以外の選挙運動も禁止されています。



選挙運動メッセージをSNSで広めたり、選挙運動の様子を動画サイトに投稿

「●●候補に投票しよう！」と友達に電子メールを送る